平成２５年（フ）第２０号
熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場字大原1241番地６、住民票上の住所熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場1277番地４
債務者　北里喜久雄
１　決定年月日時　平成25年９月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤本猪智郎
４　破産債権の届出期間　平成25年10月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月３日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第６３号
兵庫県西脇市日野町42番地の７
債務者　坂本　俊雄
１　決定年月日時　平成25年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　竜一
４　破産債権の届出期間　平成25年11月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月19日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第４５号
兵庫県朝来市和田山町法道寺361番地３
債務者　後藤　　勝
１　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前田　貞夫
４　破産債権の届出期間　平成25年10月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月３日午後４時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第６４９号
神戸市須磨区平田町２―３―22　板宿グリーンタウン1005、住民票上の住所神戸市須磨区大池町４丁目１番37号
債務者　大村　信彦
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北山　　真
４　破産債権の届出期間　平成25年10月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月５日午後２時15分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８号
広島県世羅郡世羅町大字小国3617番地
債務者　栗原　勝二
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前田　奈美
４　破産債権の届出期間　平成25年10月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午後２時15分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第１４８３号
札幌市手稲区手稲本町１条１丁目３番11―305号
債務者　福浦　　弘
１　決定年月日時　平成25年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　磯田　丈弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月30日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４号
宮城県気仙沼市田中前１丁目３番地16
債務者　森　　克成
１　決定年月日時　平成25年９月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小野寺豊希
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月30日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２５年（フ）第２７９号
和歌山市和歌浦東２丁目５番38号
債務者　岩﨑　光廣
１　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　玉置　　健
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月11日午後１時35分
５　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４６号
兵庫県朝来市和田山町法道寺361番地３
債務者　後藤てる子
１　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前田　貞夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月３日午後４時30分
５　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第４７号
兵庫県朝来市和田山町秋葉台４番地47
債務者　後藤　和昭
１　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前田　貞夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月３日午後４時30分
５　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
福岡県宮若市磯光619番地４
債務者　花田　和人
１　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　休場　　明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月20日午後２時40分
５　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第４２５号
埼玉県狭山市大字水野132番地の22
債務者　久積　　勤
１　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大久保賢一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月20日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５６８号
神戸市東灘区深江北町２丁目９番４号　エレガント北町104号
債務者　関　　政美
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中森真紀子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月27日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２０号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番152―505号、従前の住所神戸市西区玉津町田中622番地の１
債務者　高橋　　昇
１　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上入佐輝史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月27日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９１号
広島市中区江波二本松１丁目13番25―201号
債務者　めいでんこと　名田　幸生
１　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森山　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
広島地方裁判所民事第４部